

令和7年9月30日

第 9 回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和7年9月30日(火) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員6名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員 宮田委員
堅田委員 大野委員

(推進委員8名) 高橋委員 谷本委員 三本委員
和田委員 森田委員 森光委員
谷脇委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員2名) 橋田委員 横山委員
5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 徳永次長
6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
7. 報告事項
8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第9回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は8番 橋田委員、10番 横山委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしく申し上げます。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は4番 三本委員、5番 谷本委員、よろしくお願いいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 補足説明をします。 番号1について、譲受人は水稻、みょうが、露地野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び父がそれぞれ年間350日、母が年間330日、姉が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、水稻を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2について、譲受人はみょうがとポンカンを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び両

	親及び祖母がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後もポンカンを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号3について、譲受人は水稻と胡瓜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び父がそれぞれ年間240日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も水稻を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号4について、賃借人は一般法人であり、平成27年11月1日から賃貸人と設定していた利用権が、令和7年10月31日付けでの満了に伴い、農地を継続して利用するために許可申請するものです。賃借人は葉ニンニクを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。賃借人は、一般法人であり、信託でもありません。農作業については、法人の業務執行役員又は重要な使用人が1人以上、年間60日以上農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も葉ニンニクを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	13番 坂本委員 番号1について、現在は別の方が作っていたようですが、その方は来年以降はやらないという事で、譲渡人の遠い親戚である譲受人に話が来たそうです。続けて稲作をするという事ですので、問題ありません。 2番 高橋委員 番号2について、みかんが植えられており、新しい苗木も作っていました。取得後も続けてみかんを作るようで、問題ありません。 14番 大野委員 番号3については、以前譲受人が購入した隣の土地です。問題ありません。 番号4については、先ほどの土地のすぐ近くです。現在も葉にんにくを作っており、契約期間満了による再契約という事であり、問題ありません。

審 議	古谷会長 何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1から番号4まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 補足説明をします。 番号1及び番号2について、まず、農地の区分については、多ノ郷和田集落にあり、第1種から第3種までのいずれの要件にも該当しない農地であり、転用が第3種農地に立地困難と認められる場合には許可である農地です。 転用の目的は事務所、出荷棟の建築で、施設機能の集約と津波被害からの避難を行うものです。 費用は、譲受人が土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円の合計〇〇万円を自己資金で賄う計画であり、残高証明書からも資力及び信用には問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が許可の日からの予定となっており、一刻も早い高台避難を達成したい意向であり問題はないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、最高で19m以上の盛土切土がありますので、盛土規制については開発許可とともに須崎土木事務所と協議中です。放流許可や道路の占有、工事許可も併せて協議予定です。 計画面積の妥当性については、土地利用計画図、配置図から妥当な面積と考えます。 周辺農地等に係る営農条件への支障のうむについては、被害防除計画が提出されており、土地利用計画図、配置図などから問題ないものと考えます。 排水については、事務所棟から出る生活排水は、浄化槽と西側新設水路を介し、市道脇

議 長 意 見	水路へ排水、雨水はアスファルトの傾斜を利用し、新排水路から調整池へ誘導し、調整の のち市道脇水路及び区域北側の御手洗川へ排水します。 番号3について、以前にもコンビニエンスストアがあった場所で、今回北側に敷地を拡 げ以前の土地との一体利用で新たにコンビニエンスストアを立てる計画です。 まず、農地の区分については池ノ内集落にあり、高知自動車道須崎中央インターチェン ジから300m以内にある第3種農地です。 転用の目的はコンビニエンスストアの建設です。 費用は、賃借人が造成費〇〇円、建築費〇〇円、賃借料〇〇円の合計〇〇円を自己資金 で賄う計画であり、預金残高証明書からも資力及び信用には問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が許可の日から3か月間となっ ており問題はないものと判断します。 計画面積の妥当性については、鉄骨平屋建て店舗、30台分の駐車場を賄うためには配 置図から妥当な面積と考えます。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、被害防除計画が提出されてお り、配置図などから問題ないものと考えます。 排水については、店舗から出る生活排水は、浄化槽を介し新設の埋め込みパイプを経て 東側既存水路へ放流、雨水はアスファルトの傾斜を利用、または集水桝を利用し新設私設 水路から東側既存水路へ放流します。なお、排水に関しては、周辺の水路を管理する池ノ 内土地改良区から同意書が提出されています。 進入計画は、西側市道及び南側国道より進入します。 古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。 13番 坂本委員 番号1については売買、番号2については賃借になっていますが、転用計画は併せて1 つの計画です。以前から非農地証明等で利用予定地を準備していました。果樹を植えてい たり、一部庭先で野菜を作ったりしているところもありますが、山林化している土地がほ とんどであり、問題はありません。 5番 谷本委員 番号3について、以前コンビニがあった土地で、駐車場を広げる計画自体は前もあり、 準備を進めていたのですが、途中で店舗が撤退した土地です。今回別の店舗が以前コンビ ニがあった土地と合わせて利用するという事であり、問題ありません。
-----------------------	---

審 議	古谷会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、番号1及び番号2は高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求め、番号3については意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について は、農地法第5条3項の規定により、番号1及び番号2は高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求め、番号3については意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	武田委員 農地中間管理機構の制度及び実績について質問
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第9回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 2時50分

その真正なることを証して署名する。

議 長

古谷武雄

4 番

三本勢雄

5 番

谷本浩久